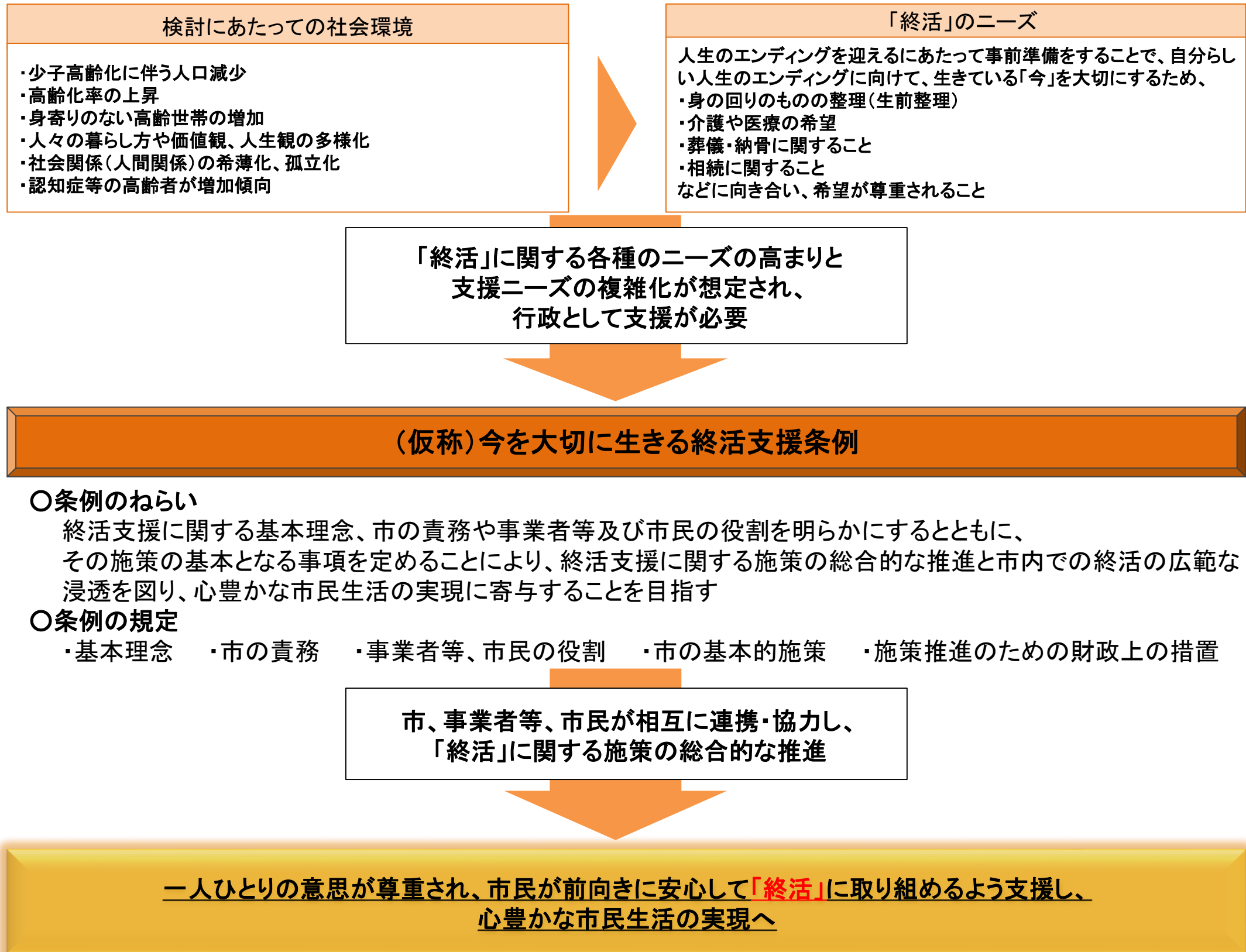


(仮称)今を大切に生きる終活支援条例(中間案) イメージ図



一人ひとりの意思が尊重され、市民が前向きに安心して「終活」に取り組めるよう支援し、心豊かな市民生活の実現へ

(仮称) 今を大切に生きる終活支援条例 (中間案) の概要

第1条 目的

- この条例は、終活支援に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに事業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進と市内での終活の広範な浸透を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

第2条 定義

- この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ・ 終活：生きている「今」を大切にしながら、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮した人生のエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
 - ・ 市民：市内に居住する者をいう。
 - ・ 事業者等：市内で市民の終活に係る事業又は土業を営む者その他の終活に係る事業活動を行う者をいう。

第3条 基本理念

- 終活の支援は、市民の意思が重んぜられ、その意思が尊重されるよう、配慮して行わなければならない。
- 終活の支援は、市、事業者等及び市民が相互に連携し、及び協力して、次に掲げる事項が推進されなければならない。
 - ・ 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
 - ・ 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。
 - ・ 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

第4条 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

第5条 事業者等の役割

- 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条 市民の役割

- 市民は、終活が自己の将来への不安の軽減及び家族や周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それぞれが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

第7条 基本的施策

- 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。
 - ・ 終活に関する相談支援
 - ・ 終活に関する広報及び周知
 - ・ 市民が終活に取り組みやすい環境整備
 - ・ その他市長が必要があると認める施策

第8条 財政上の措置

- 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9条 委任

- この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

施行期日

- この条例は、公布の日から施行する。

検討

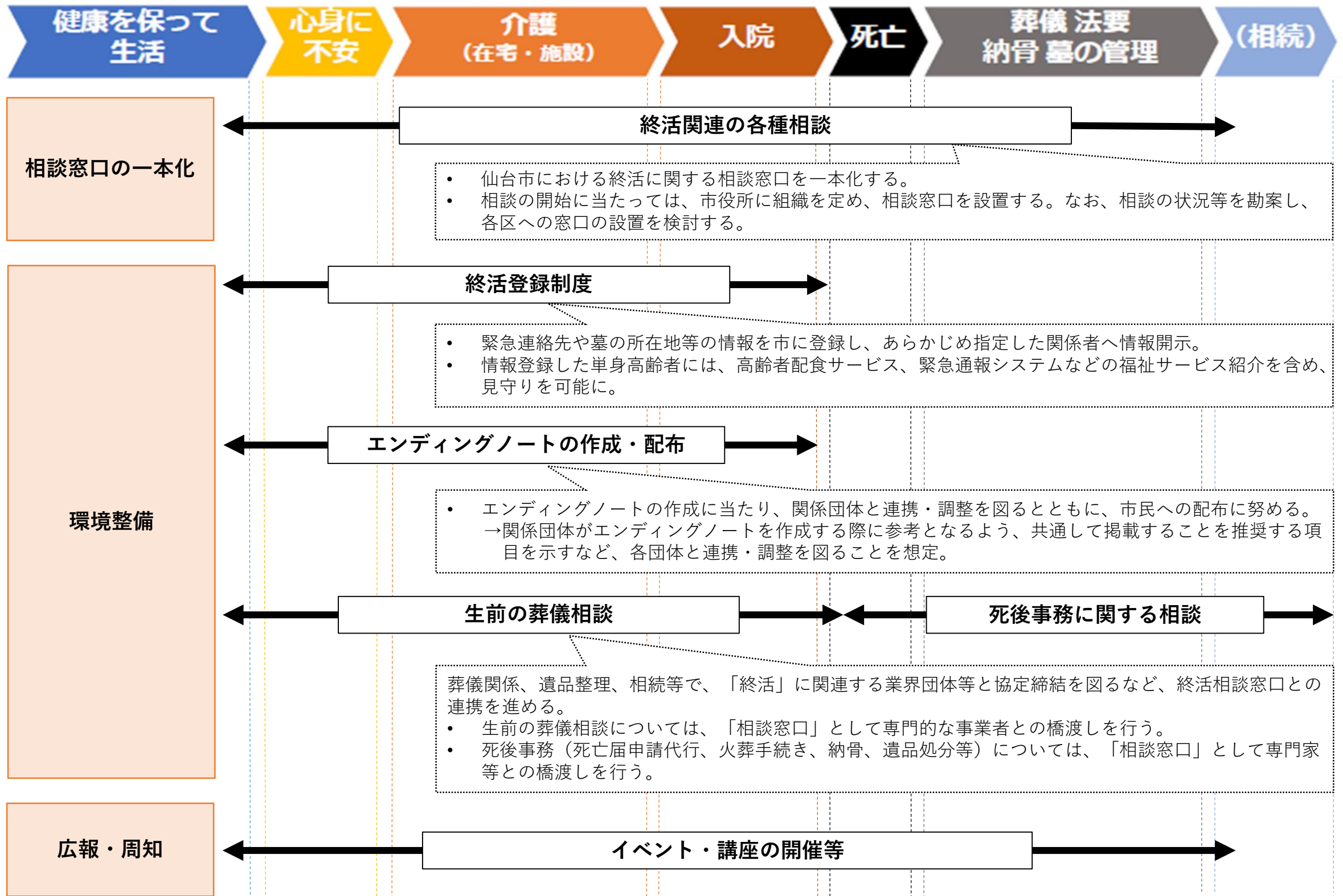
- 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆ 第7条（基本的施策）の具体的な取り組み内容は、「第7条に規定する市の基本的施策のイメージ」を参照。

◆ 中間案の全文は、「(仮称) 今を大切に生きる終活支援条例 (中間案)」を参照。

◆ 中間案の詳細な説明は、「(仮称) 今を大切に生きる終活支援条例 (中間案) 逐条解説」を参照。

第7条に規定する市の基本的施策のイメージ



(仮称) 今を大切に生きる終活支援条例 (中間案)

(前文)

この世に生を受けた私たちは、様々な出会いや経験を積み重ね、それぞれの道を歩む中で、人生には必ずエンディングの時が来ます。

東日本大震災を経験した仙台市では、命の尊さや地域の絆の重要性を深く認識し、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指してきました。

近年では、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加など社会構造の変化に加え、価値観や人生観の多様化により、エンディングに対する考え方も多種多様となっています。この時をどのように迎えるのか、その考えは、生き方や環境などによって人それぞれに異なるものの、等しく尊重されるべきものです。

人生のエンディングを迎えるにあたり、「終活」は、今を大切に生きる私たちにとって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消し、自己の希望を尊重するとともに、家族や周囲の人たちが担うこととなる役割を軽くすることができる活動です。

本市では、一人ひとりの尊厳を守り、市民が安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、終活支援に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに事業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進と市内での終活の広範な浸透を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 生きている「今」を大切にしながら、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮した人生のエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市内で市民の終活に係る事業又は士業を営む者その他の終活に係る事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 終活の支援は、市民の意思が重んぜられ、その意思が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 終活の支援は、市、事業者等及び市民が相互に連携し、及び協力して、次に掲げる事項が推進されなければならない。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
- (2) 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自己の将来への不安の軽減及び家族や周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それぞれが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 終活に関する相談支援
- (2) 終活に関する広報及び周知
- (3) 市民が終活に取り組みやすい環境整備
- (4) その他市長が必要があると認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(仮称) 今を大切に生きる終活支援条例 (中間案) 逐条解説

(前文)

この世に生を受けた私たちは、様々な出会いや経験を積み重ね、それぞれの道を歩む中で、人生には必ずエンディングの時が来ます。

東日本大震災を経験した仙台市では、命の尊さや地域の絆の重要性を深く認識し、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指してきました。

近年では、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加など社会構造の変化に加え、価値観や人生観の多様化により、エンディングに対する考え方も多種多様となっています。この時をどのように迎えるのか、その考えは、生き方や環境などによって人それぞれに異なるものの、等しく尊重されるべきものです。

人生のエンディングを迎えるにあたり、「終活」は、今を大切に生きる私たちにとって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消し、自己の希望を尊重するとともに、家族や周囲の人たちが担うこととなる役割を軽くすることができる活動です。

本市では、一人ひとりの尊厳を守り、市民が安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、本条例を制定します。

【解説】

- ・前文では、この条例について、検討にあたっての問題意識や社会背景、意図を示しています。
- ・東日本大震災による大きな被害を受けた本市では、「誰もが安心して生きられる社会」の実現を目指してきました。こうした中、本市では、近年、高齢化率が上昇しており、少子化の影響から今後も上昇傾向が続くと見込まれています。また、高齢者の一人暮らし世帯、65歳以上の方のみの世帯（一人暮らし世帯以外）、認知症等の高齢者が増加傾向にあります。
- ・従来、家族や地域などのつながりにおいて、エンディングに関わる多くのことが受け止められてきましたが、平均寿命の延伸、核家族化等の社会構造の変化や人々の暮らし方や価値観の多様化等により、社会関係（人間関係）の希薄化、孤立化が進展し、従来のやり方ではなく、自身のエンディングや周囲の人の関わり方に対する考え方が多様になってきたことから、支援ニーズの複雑化が想定されます。そうした状況にあって、エンディングをどのように迎えるかについての考えは、等しく尊重されるべきものです。
- ・こうしたことから、本市議会でも人生のエンディングに向けた「終活」を支援することが必要とされているとの認識に至り、この条例案の検討を進めてきました。

- ・人々の暮らし方や、価値観、人生観、そしてそれに伴うエンディングに対する考え方が多様化する中で、周囲の人々への影響を考慮しつつ自分らしい人生のエンディングを迎えるために、一人ひとりが様々なことを考え、場合によっては相談したり、知識を身につけたりして、準備を行うことが、これまで以上に求められています。
- ・人生のエンディングに目を向けることには不安を伴いますが、自分の意思を自分で伝えられなくなった時などを想定して、生前に自分の希望や要望を整理しておくことで、生きている「今」を大切にしながら、その準備を整えていく「終活」を進められれば、不安は軽減され、人生を前向きに生きようとする意欲が生まれるものと考えられます。
- ・上記のような考えの下、この条例が「終活」に取り組む市民の皆さんを支援していくものであることを記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、終活支援に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに事業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進と市内での終活の広範な浸透を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・本条では、終活支援に関する基本理念や施策の基本事項などを定めることで、市民の方一人ひとりが、人生のエンディングまで安心した生活を送ることができるよう、仙台市、事業者等及び市民の連携、協力で心豊かな市民生活を実現できるような終活支援を実施していくことを、この条例の目的として明記しています。
- ・現在、「終活」については、十分に内容が認知されているとは言い難い状況であることから、「終活」が本市内で広く認知されるとともに、市民の皆さんに「終活」に関してポジティブなイメージをもっていただき、広く終活に取り組んでいただけるような環境整備が進められることも、この条例の特徴の一つです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 生きている「今」を大切にしながら、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮した人生のエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市内で市民の終活に係る事業又は士業を営む者その他の終活に係る事業活動を行う者をいう。

【解説】

- ・本条では、用語の定義を規定しています。
- ・この条例では、「終活」を、生きている「今」を大切にしながら、人生のエンディングに向けて、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動として定義しました。準備を行う活動の例としては、身の回りのものの整理（生前整理）、医療の希望、介護の希望、葬儀・納骨に関する事、相続等に関する事などがあります。
- ・「市民」は、市内に住んでいる者を意味します。国籍は問いません。
- ・「事業者等」は、葬儀・納骨を行う市内の葬祭事業者や、遺品整理などを行う事業者、遺言書の作成や死後事務委任などに関する相談窓口となる司法書士、弁護士等、市内で市民の終活に係る事業活動を行っている主体を意味します。

(基本理念)

第3条 終活の支援は、市民の意思が重んぜられ、その意思が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 終活の支援は、市、事業者等及び市民が相互に連携し、及び協力して、次に掲げる事項が推進されなければならない。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
- (2) 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

【解説】

- ・本条は、仙台市、事業者等及び市民による終活支援の共通する基本理念を定めています。
- ・市民の皆さんが取り組む終活の内容は様々です。第1項では、終活支援の前提として、終活をする市民の意思が尊重されるべきものであり、終活を支援するにはこれに配慮することを明示しました。
- ・第2項では、仙台市、事業者等及び市民が相互連携し、協力して推進する事項を定めています。
- ・市民の皆さんのそれぞれの考え方に沿った終活を実現できる環境が整備されることを示しています。
- ・終活の内容は、時代の変化とともに多様化していきます。世帯構成や高齢の方々の実態など、本市内の様々な状況を把握しながら、市民の皆さんが必要とする施策が実施されることを示しています。
- ・市民の方一人ひとりの終活に対する考え方は様々です。それぞれの終活に対する多種多様な考え方と、それに対する取組みを尊重し、支援する側がこの理解を深めることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

【解説】

- ・本条は、市は、第3条に定める基本理念を念頭に置きながら、終活支援に関する施策を総合的に推進していくことを示しています。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条は、終活を進めるためには終活に係る事業を行う事業者等の協力が欠かせないことから、時代の変化とともに多様化していく終活の内容に適時適切に対応するため、事業者等の役割を定めています。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自己の将来への不安の軽減及び家族や周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それぞれが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条は、終活を実施する必要性や取り組むタイミングは、市民の皆さん一人ひとりが置かれている状況や考え方により様々であるため、自らのタイミングで終活に取り組むよう努めるものと規定しています。
- ・終活を行うことで、これまでの生き方を振り返ることができ、やり残したことや、これからやってみたいことなどを整理するきっかけとなります。このことで、生きている「今」を大切にしながら、これからの生き方が明確になり、将来への不安を軽減させることができると考えられます。また、これらのことは、いざという時、親族などへの負担軽減にもなるといった配慮につながります。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 終活に関する相談支援
- (2) 終活に関する広報及び周知
- (3) 市民が終活に取り組みやすい環境整備
- (4) その他市長が必要があると認める施策

【解説】

- ・本条は、事業者等と連携して実施する終活支援に係る本市の施策を定めています。
- ・「終活に関する相談支援」とは、本市における終活に関する相談窓口を一本化し、市民の皆さんが抱く終活に関する疑問や不安について助言するとともに、関係機関を紹介するなどして支援していく取組みを想定しています。
- ・上記の「終活に関する相談窓口」は、既設の「ご遺族サポート窓口」とは別に設置するものとし、身近な方が亡くなられたことに伴い必要となる各種手続きの案内は、引き続き「ご遺族サポート窓口」にて実施する想定です。
- ・「終活に関する広報及び周知」とは、時代や家族の在り方の変化とともに多様化する終活に関する情報を適時収集し、市民の皆さんに「終活」自体を広報し、周知する取組みです。また、イベ

ントや講座などを開催することで、終活に関心のある市民の皆さんにより深掘りした情報を提供できるようにしていくことを想定しています。

- ・「市民が終活に取り組みやすい環境整備」とは、一人ではなかなか取り組みにくい終活について、市民の皆さんがより前向きに終活に取り組むことのできる環境を整備することを意味します。具体的には、終活登録制度の導入、生前の葬儀相談及び死後事務に関する相談に係る仕組みの創設、並びにエンディングノートの作成、これに係る関係団体との連携及び調整並びに配布といった取組みを想定しています。
- ・「その他市長が必要があると認める施策」とは、第1号から第3号まで以外で、終活を支援するために必要な施策を意味します。
- ・第7条に規定する「基本的施策」の実施については、「市民」の終活を支援するものですので、本市内に居住する「市民」の皆さんに関する事項であれば、遠方に居住するご家族やご親族、支援者の方が「市民」の方のために行う「終活」も支援の対象となることを想定しています。
- ・なお、この条例案の検討にあたり、「事業者認定制度」及び「生前の葬儀契約に対する助成制度」の導入に関する意見が出されましたが、内閣府作成の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和6年6月）に関連して、国でも終活に係る「事業者認定制度」についての検討が始まるといった状況があり、現時点では今後の状況を見据えることが必要と判断し、この条例で想定する施策には盛り込まないこととしました。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条は、終活を支援するために、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、本市が必要な財政措置を講じるよう努めることを定めています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

- ・本条は、この条例に定める施策の実施に際し、必要に応じて市長が要綱などの規程を定めること

を規定しています。

(附則)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

(施行期日関係)

- ・この条例は、条例案が可決された場合、公布の日から施行することとします。
- ・この条例が施行されると、第7条に規定する基本的施策の推進に向け、終活に関する情報収集をすると同時に、相談窓口の設置や各種広報などに係る人員、関係予算の確保等を進めることとなります。
- ・現在、市が実施している終活に関する広報や啓発活動は、引き続き実施されることを想定しています。

(検討関係)

- ・相談窓口を設置してから、終活に係る相談の件数や内容などをもとに、条例に定められたことが行われたか検証を行うことを規定しています。
- ・相談窓口は、相談の開始に当たっては、市役所に組織を定めることを想定していますが、終活相談の状況などにより、各区に設置することを含めた検討を行うべきと考えています。
- ・国（内閣府）では「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和6年6月）の中で、優良事業者を認定する仕組みの創設等の検討や成年後見制度の見直しなどについて記載しています。この条例案を検討する中で、この条例の施行に関しては、上記の内容に加え、国の動向を含めて検討するためには、「施行後5年」を目途とするのが最適と判断しました。
- ・附則第2項の規定に基づき、この条例の施行に係る検討をする際には、事業の効果や国の動向、本市内の高齢者の状況を多角的に分析するほか、低所得者への配慮をすること等について十分に留意の上、検討を進める必要があると考えています。